

全協No. 2

市議会全員協議会資料
令和2年11月24日
(土木建築部建設課)

土壤汚染対策法に基づく手続の未届け事案について

1 趣旨

本市発注の工事において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく手続が適正に行われていない事案がありましたので、次のとおり報告します。

2 法の概要

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務について

- 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う者は、形質変更に着手する30日前までに、知事への届出が必要

※形質変更とは掘削・盛土・舗装等により土地の形状を変更することをいいます。

3 調査経過

- 令和2年11月6日 県公共工事において、法に基づく未届出案件の新聞掲載
本市において内部調査着手
- " 11月9日 法の所管機関である広島県西部厚生環境事務所呉支所へ
相談
- " 11月11日 「土壤汚染対策法等の遵守の徹底について」
(広島県環境県民局環境保全課長通知)
- " 11月18日 「土壤汚染対策法に関する職員説明会」開催(県職員講師)
- 現在まで土壤汚染に係る市民の被害は、確認されておりません。

4 未届出件数

- (1) 調査対象：平成22年度以降に本市が発注した工事で法に基づく届出をしていないもの
- (2) 調査結果：計12件（別紙のとおり）

5 今後の予定

- (1) 届出事務
早急に県と協議を行い、必要な手続を進めてまいります。
- (2) 再発防止策の実施
次の対策を実施し、再発を防止します。

原因	再発防止策
・個別法に対する認識不足	・組織としての研修の充実及びQ&A作成により個人の能力向上に努めます。
・組織としてのチェック体制不足	・設計書稟議でのチェックリスト項目に追加し、チェック体制を強化します。
・市関係課との連携不足	・法令改正など手続変更に当たり、説明会開催など密接に関係課と連携し、情報共有・周知徹底を図ります。

土壌汚染対策法に係る未届出箇所一覽

番号	事業所管部局 (工事担当課)	事業名	事業 年度	事業概要等
1	企画部 政策推進課 (都市整備課)	沖美市民センター 建設事業	H27 ～ 28	(解体)旧校舎及び外構の解体 (新築)市民センター新築及び構内舗装等外構整備
2	市民生活部 地域支援課 (地域支援課)	江田島市浄化センター 建設事業	H24 ～ 25	し尿処理等の浄化施設の建設 敷地面積 3,600 m ² ・建物面積 973.76 m ²
3	福祉保健部・ 消防本部	認定こども園えたじま 及び子育て支援センター 建設事業	H29 ～ 30	(新築1)園舎新築及び構内舗装, 園庭等外構整備 (新築2)支援センター新築及び外構整備
4		子育て支援課 消防総務課 (都市整備課)	認定こども園のうみ及び 消防能美出張所建設事業	H30 ～ R2
5	土木建築部 建設課 (建設課)	深江地区災害土砂処分場 建設事業	H30 ～	残土処理場建設 工事面積 23,658 m ²
6		市道宮ノ原～幸ノ浦線 道路災害復旧事業	H30 ～ R2	復旧延長 L=48.5m 幅員 W=6.0m 植生基材吹付工 A=2,920 m ² モルタル吹付工 A=1,227 m ²
7		一般県道大君深江線 道路改良事業	H8 ～	工事延長 L=1,100m 幅員 W=5.0m
8	教育委員会 学校教育課 (都市整備課)	江田島小学校解体事業	H22	(1工区)旧校舎の解体 (2工区)旧体育館及び遊具等外構の解体
9		能美中学校建設事業	H24 ～ 25	(解体)旧校舎及び付帯施設等の解体, 構内舗装等 外構の解体 (新築)校舎の新築及び構内舗装等外構整備
10	企業局 下水道施設課 (下水道施設課)	江田島市公共下水道事業 (中央処理区域)	H22 ～ R2	汚水管路埋設延長 L=17,125m 掘削幅 W=0.85m
11		江田島市公共下水道事業 (大柿処理区域)	H22 ～ 26	汚水管路埋設延長 L=8,805m 掘削幅 W=0.85m
12	消防本部 消防総務課 (都市整備課)	江田島市消防本部(署) 庁舎建設事業	H30 ～ R1	(新築)庁舎棟及び訓練棟の新築, 構内舗装等外構 整備